

令和3年度第3期木更津市地域福祉計画 進行管理表

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
基本目標1 住みよいまちづくりの土壌を創ろう				
(1)対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築				
対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知	自立支援課	複合的な問題を多く抱える生活困窮者に対し、関連機関と連携し、包括的な支援を継続的に行っている。	生活困窮者が制度の狭間に陥ることのないように、その人の状況に応じた支援を実施している。	支援を受けることができていない生活困窮者を適切に自立相談支援に繋げていける仕組みづくりを行う。
社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し地域における要援護者等又はその家族・親族等の支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行う。	社会福祉協議会へ委託し、市内全域を対象としてコミュニティソーシャルワーカーを設置し、ワンストップで関係機関や制度につなげる体制を構築した。	地域の課題を把握し、適切な支援に繋げるため、アウトリーチへの取り組みに力を入れていく。
民生委員・児童委員活動への支援	社会福祉課	民生委員協力員の嘱託を行い、地域住民への訪問や相談活動などを実施し民生委員・児童委員の活動負担の軽減を図る。	平成29年4月に2名、平成30年4月に2名、令和元年12月に8名、令和2年4月に1名の民生委員協力員を委嘱している。	引き続き、民生委員協力員を委嘱し、民生委員・児童委員の活動支援ができる体制づくりをしていく。
民生委員・児童委員、主任児童委員及び家庭相談員の活動の周知	社会福祉課 子育て支援課	ホームページや民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の中で活動や役割の周知を行う。(社会福祉課) 子育て世代の地域の身近な相談役であり、行政や地域とのつなぎ役である主任児童委員の活動の周知を図り、子どもの健全な育成を推進する。(子育て支援課)	ホームページに民生委員についての情報を発信している。また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会と連携し、地域活動や福祉のイベントに民生委員・児童委員や主任児童委員を積極的に参加していただき、周知を図っている。(社会福祉課) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からこどもまつりの参加を見合わせたものの、乳児家庭全戸訪問での周知は継続的に実施した。(子育て支援課)	引き続き、市のホームページや活動の中で周知を行っていく。(社会福祉課) 引き続き乳児家庭全戸訪問や子どもまつりで周知するほか、子育て応援サイトの活用により周知を図る。(子育て支援課)
市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会へ事業費及び運営費の補助を行う。	木更津市社会福祉協議会へ事業費及び運営費の補助を行うことにより健全な運営に寄与した。	木更津市社会福祉協議会の自立性を高めるため、独自事業への移行を進めるための支援を行う。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
地域包括支援センター、障害者相談支援事務所、などの活動の周知	高齢者福祉課 障がい福祉課	障がい児者が地域において日常生活を営むうえで、障害者相談支援事業所による一般相談又は特定相談による相談支援を行う。(障がい福祉課) 地域包括支援センターの活動の周知(高齢者福祉課)	障がい児者の障害福祉サービス等の利用申請時または広報誌及びホームページにおいて、相談支援事業所の周知を図り、相談支援の強化を図っている。(障がい福祉課) 広報紙や市ホームページを始め、認知症ガイドブックや「在宅医療と介護マップ」など関係パンフレットに掲載し、地域包括支援センターの周知を図っている。(高齢者福祉課)	今後も継続して相談支援事業所の周知を図り、相談支援の強化を図っていく。(障がい福祉課) 昨年開設した中部地域包括支援センターランチの継続した周知と共に、既存の地域包括支援センターの周知にも取り組む。(高齢者福祉課)
「広報きさらづ」やホームページ、コミュニティ放送を活用した情報提供の一層の充実	福祉部内各課	市広報紙やホームページを活用して福祉サービス等の情報提供を行う。	市広報紙やホームページを活用して福祉サービス等の情報提供を行った。	今後についても情報発信の場を増やすことにより情報の発信に努める。
(2)生活困窮者自立支援の方策				
対象者横断の相談・支援窓口と連携した支援	福祉部内各課	福祉部内の相談・窓口で連携し、包括的な支援を継続的に行う。	福祉部内の相談・窓口で連携し、対象者の状況に応じた支援を実施した。	更に相談・窓口での連携を強化し、対象者の状況に応じた支援を実施する。
社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーと連携した地域づくり	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会に委託しコミュニティソーシャルワーカーを地域に配置することにより、地域福祉の向上を図る。	地域包括支援センター職員や市職員等で開催される地域ケア会議に参加し、相談内容や課題について情報共有を行った。	地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会等の会議に参加し、連携した地域づくりを行う。
生活困窮世帯の子どもの学習支援	自立支援課	社会的・経済的困難を抱える世帯等の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学等を目指す。	大学生や地域住民等を講師として、地域ぐるみで子ども達の学習習慣や生活習慣の向上を図れるよう木更津市社会福祉協議会に委託し、3地区の地区社会福祉協議会で実施している。	現在3箇所で実施しているが、事業を広げていけるよう、どこの地区で事業を実施するのが効果的か検討していく。
ハローワーク・地域若者サポートステーションと連携した支援	自立支援課	働くことについての悩みを抱えている人が就労に向かうことができるように、ハローワークや地域若者サポートステーションと連携し、継続的な支援を行う。	ハローワークや地域若者サポートステーションと連携し、就労に繋ぎ、続けられるように継続的な支援を行った。	生活困窮者等就労支援事業を関係機関と連携して展開することで包括的な就労支援体制の整備を図る。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
商工会議所等と連携した職場体験などの協力事業者の開拓	自立支援課	様々な事情から一般就労で働くことが難しい方に対して働く場を提供し、その中で一般就労に向けた訓練を行う。	対象者の状況に応じた多様な働き方の場としての「認定就労訓練事業」の開拓に努めた。	生活困窮者等就労支援事業と認定就労訓練事業等との連携を図ることで、官民協働の就労支援体制を推進する。
市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けとの連携	社会福祉課 自立支援課	木更津市社会福祉協議会において福祉資金貸付制度として生活福祉資金の貸付を行う。	相談者からの相談に応じて貸付けの条件により貸付を行っていく。	相談者のニーズから必要な貸付事業の充実及び強化していく。
(3)必要なサービスを提供するための仕組みづくり				
地区懇談会の開催	社会福祉課	地域課題の把握を目的とした地区懇談会を開催する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、懇談会の開催は見合わせた。	必要に応じて開催していく。
サロンの開催場所の増設	社会福祉課	社会福祉協議会主導での住民交流の拠点としてのサロン活動の増設をする。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、サロンの開催は見合わせた。	今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国、県の動向を見ながら、支援の実施を検討する。
認知症等高齢者見守り事業などの実施により、支援を必要とする世帯を把握するとともにそのニーズを把握	高齢者福祉課	地域での見守り活動を支援するとともに、登録を希望する高齢者の住所、氏名。緊急連絡先、かかりつけ医等の情報を市や地域包括支援センターに登録することで、緊急時の対応や早期に必要な支援を行う。	高齢者と接することの多い民間事業者と連携する高齢者見守りネットワーク事業の実施。 地域包括支援センターで、登録を希望する高齢者の住所、氏名。緊急連絡先、かかりつけ医等の情報の申請を受付し、毎年、誕生月に更新をする地域高齢者把握事業の実施。	市・地域包括支援センター及び地域で連携した高齢者の見守り体制を構築する。
支援を必要としている人とサービスを提供する人との調整を図る人材の育成	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会にてコミュニティソーシャルワーカー養成研修会を行い人材の育成を行う。	国主催のオンライン研修や成年後見人制度研修等コミュニティソーシャルワーカー以外の研修にも積極的に参加した。	今後についてもコミュニティソーシャルワーカーの育成を推進していく。
(4)福祉サービスを支える仕組みの充実				

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
市の相談窓口でのサービス利用の苦情の受付	福祉部内各課 市民活動支援課	福祉サービスの利用に関する苦情に対し、窓口で対応し、解決に努める。(介護保険課) 市政要望については、窓口・電話・手紙・FAX・メール・HPからの問い合わせフォーム・らぶナビの投稿レポートにより受け付けている。(市民部)	電話や窓口において対応している。(介護保険課) 受け付けた要望については、担当部署へ伝達し、市民サービスの向上を図っている。(市民部)	電話や窓口において対応する。(介護保険課) 市民から寄せられる多様なニーズに対し、迅速に対応できるよう今後も関係部署と連絡調整を行う。(市民部)
福祉サービス利用者サポートセンター(千葉県運営適正化委員会)の活用	福祉部内各課	福祉サービス利用者からの苦情等を解決するために福祉サービス利用者サポートセンターへ相談等を行う。	福祉サービス利用者からの苦情対応の解決手段としてサポートセンターへ相談等を行う。	今後についても福祉サービス利用者からの苦情等の解決手段として積極的にサポートセンターの活用を行う。
福祉サービス事業者の第三者評価受審の促進	福祉部内各課 健康こども部	福祉サービスの質の向上を図るため、第三者機関が公正・中立な立場で専門的かつ客観的な評価を行うものである。受審は事業者の任意のため、積極的な受審の促進を図る。(福祉部) 福祉サービスを提供する福祉施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、福祉サービスの質の向上を図る。(健康こども部)	事業者への制度の周知と積極的な受審を促している。(福祉部) 各福祉施設への利用促進への案内を実施。また、平成29年度に木更津市立請西保育園にて実施。(健康こども部)	事業者への制度の周知と積極的な受審を促す。(福祉部) 引き続き、各福祉施設への促進及び公立の福祉施設における第三者評価受審の調整を行っていく。(健康こども部)
市社会福祉協議会の成年後見支援センター事業の推進	自立支援課	市民からの権利擁護に関する相談にあたって、市及び木更津市社会福祉協議会が連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他のサービスの案内等について総合的に対応する。	成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他のサービスの案内等について総合的に対応した。	成年後見制度の必要な人やその家族等が、安心して相談できる体制づくりをする。
成年後見の市長申し立て	自立支援課	成年後見制度利用の申し立てができる4親等以内の親族がいないなどの人に対し、市長申立を行っている。	月1回、開催される権利擁護支援定例会において、成年後見制度の利用の必要性について検討した。	判断能力が不十分で、家族、親族等からの支援が得られない人に対して、市長が審判申し立てを行なう市長申立手続きを、適切かつ円滑に行い、制度利用に繋がります。
市民後見人育成	自立支援課	地域における身近な存在として、被成年後見人等の意思を丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる市民後見人を養成する。	後見支援事業を委託している木更津市社会福祉協議会に市民後見人の養成を委託し、平成27年度から3年ごとに養成講座を開講している。	地域の支え合いである、市民後見人の養成を推進する。
日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発	自立支援課	幅広く市民全体に成年後見制度を普及啓発し、成年後見制度への関心を高める。	成年後見制度の普及啓発を目的として、パンフレットの配布や出前講座を行った。	より広く、市民に周知を進めていくため、市民向けのパンフレットの作成、配布や出前講座を推進する。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
(5)高齢者や障害のある人など当事者組織への支援				
当事者組織についての情報を提供	高齢者福祉課 障がい福祉課	障がい特性に応じた相談ができるように、各障がい者団体の情報を提供する。(障がい福祉課) シニアクラブ連合会の活動の周知を図る。(高齢者福祉課)	当事者組織の役員等を相談員として委嘱し、「障がい福祉のしおり」に明記している。(障がい福祉課) 広報誌への掲載やチラシの配布、公共施設等へのポスターの掲示を行った。(高齢者福祉課)	引き続き当事者組織の役員等を相談員として委嘱し、障がい児者への相談支援を強化していく。(障がい福祉課) 市の様々な広報媒体や、身近な機関・場所での周知に取り組む。(高齢者福祉課)
当事者組織の運営や活動を支援	高齢者福祉課 障がい福祉課	市内に在住する障がい児者の自主及び社会参加を図ることを目的として、継続的に活動を行う団体に対し、補助金を交付する。(障がい福祉課) 高齢者が健康でいきがいのある活動的な生活が送れるようにシニアクラブへ支援を行う。(高齢者福祉課)	「木更津市障がい者等福祉団体補助金交付要綱」に基づき、市内4団体に補助金を交付した。(障がい福祉課) シニアクラブの各種事業に対し補助を実施。(高齢者福祉課)	引き続き申請のある団体に対し、補助金の交付を行う。(障がい福祉課) シニアクラブの各種事業に補助するとともに会員募集など広報活動の支援を行う。(高齢者福祉課)
当事者組織との定期的意見交換の実施	高齢者福祉課 障がい福祉課	障がい児者が地域で日常生活を営むことができるように当事者組織を地域自立支援協議会の構成員として意見交換を実施する。(障がい福祉課) シニアクラブ連合会との意見交換は必要時随時行うため、定期には実施していない。(高齢者福祉課)	当事者組織の代表を地域自立支援協議会の委員として委嘱し、年2回当協議会を開催するほか、下部組織である専門部会においても定期的に意見交換を実施している。(障がい福祉課) 随時当事者組織役員及び事務局と意見交換を行っている。(高齢者福祉課)	引き続き当事者組織との定期的な意見交換を実施していく。(障がい福祉課) 引き続き、必要時に当事者組織を意見交換を行い連携を図っていく。(高齢者福祉課)
母子・父子家庭の連絡組織の設立の検討	子育て支援課	母子・父子家庭の経済的課題の解決を支援するための仕組みとして連絡組織の設立の検討をする。	母子・父子家庭支援のための制度やサービスに関するパンフレットを新規に作成し、ひとり親家庭に配布することで、経済的課題の解決の支援強化を図った。	ひとり親家庭のためのサポートパンフレットを実情に合わせて改訂し配布するとともに、母子父子家庭からの相談に応じることで経済的課題の解決の支援強化を図る。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
当事者の各種会議への参加(意見等発言の機会の提供)	高齢者福祉課 障がい福祉課	地域自立支援協議会のほか、きさらづ障がい者プラン作成等障害福祉施策に関する会議への参加により意見等発言の機会を提供する。(障がい福祉課) 当事者の各種会議への参加(高齢者福祉課)	地域自立支援協議会専門部会への定期的な参加、きさらづ障がい者プラン作成等障害福祉施策に関する会議への参加を推進し、意見等発言の機会を提供している。(障がい福祉課) 関係課等から、当事者の活動目的にあった内容に合った委員の推薦依頼があり、各種会議に参加している。(高齢者福祉課)	引き続き当事者の各種会議への参加を推進し、意見等発言の機会を提供していく。(障がい福祉課) 引き続き、当事者が積極的に各種会議へ参加し発言の機会が作れるよう、当事者組織の周知を行う。(高齢者福祉課)
(6)健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援				
妊婦、乳幼児期から高齢期へと生涯にわたる健康づくりの推進	健康推進課	健康実態と課題を踏まえ、ライフステージごとの健康目標を定め、市民主体の健康づくり推進に向けた保健活動を実施。	健康づくりを総合的かつ効果的に実施するため、健康目標の進捗管理を図りながら事業実施及び評価を実施。	ライフステージにおける全ての目標数値達成に向け、庁内連携及び関係団体との連携体制を整える。
予防可能な生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための支援	健康推進課	栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の適切な生活習慣の維持、改善により、予防可能な疾病の発症や重症化を予防する。	各種健(検)診、健康教育、健康相談などの事業を工夫し継続的に支援を実施し、生活習慣病の発症や重症化予防に取り組んだ。	引き続き、各種事業の評価を行いながら、事業のあり方を検討、工夫を行う。
健康づくりのための情報提供	健康推進課	健康についての知識の普及・啓発を各種事業、関係団体との連携会議、広報紙、市ホームページ等を通じ提供。	適切な生活習慣と疾病予防について、各事業等を通じた知識の普及や、動画を作成し、情報提供を行った。	引き続き既存の事業や市ホームページ等を活用し、周知の継続を検討する。
健診受診率の向上に向けた取組みの強化	健康推進課	個別受診勧奨や広報などで受診を促すと共に、複数の検・健診を同時実施するなど受けやすい環境づくりを行う。	若年期健診は全数、がん検診は受診歴、年齢により個別受診勧奨通知を実施。特定健康診査とがん検診のコラボ健診やレディースがん検診を実施。感染対策および希望者が全員受診できるようにするため、全てのがん検診および若年期健診を申込制とした。	希望者が感染症対策がとられた環境でスムーズに受診できるよう今後も検(健)診の申込制を継続する。
健康増進センター等による運動の機会の充実	健康推進課	子どもの体づくり、成人の健康づくりや介護予防を目的とした各種教室・レッスンを実施。	プール棟の大規模改修を実施し、段差の解消、プール槽の底上げなどにより施設の利便性の向上について取り組みを行った。	利便性が向上したことにより、指定管理者の自主事業を中心に利用者数の増加を図り、利用者の運動継続を支援する。
保健・医療・福祉やNPO、ボランティア団体とのネットワークを形成	社会福祉課	社会福祉協議会において地域の健康課題、生活課題を共有し、課題解決のためのネットワークづくりを進める(コミュニティソーシャルワーク事業)。	福祉サービスの横断的な利用を可能とするため多職種間での連携を図った。	今後についても、保健・医療・福祉やNPO、ボランティア団体とのネットワークの更なる構築に努めていく。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
市民向け各種講座・講習の開催	社会福祉課	社会福祉協議会において生きがいづくりのための各種講座・出前講座を開催する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施していない。	引き続き、講座等を開催し、住民の地域福祉活動への参画意識向上に努める。
公民館での健康を支援しあえる仲間づくり	中央公民館	健康増進のための学びを通して、地域住民の仲間づくりを図り、地域で健康づくりを支援しあえるしくみづくりを促進する。	各公民館で健康をテーマにした事業を各関係機関と連携して展開し、地域住民の健康増進と地域づくりに活かしている。	引き続き各関係機関と連携して健康をテーマにした講座を各公民館で開催し、地域住民の健康づくりと仲間づくりを図り、健康増進を地域づくりに活かしていく。
障害者や高齢者の社会参加促進	高齢者福祉課 障がい福祉課	障がいの有無に関わらず地域で共生した社会を構築するため、市民の相互連携及びNPO法人の活動の活性化を図る。(障がい福祉課) 高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施する。(高齢者福祉課)	障がい者の社会参加の場として、障がい等特性に応じた多様なサービスを提供する地域活動支援センターの機能強化を図る。(障がい福祉課) 受注件数や会員確保のための事業に補助を行うとともに、会員募集や活動内容の広報活動について広報誌、ホームページに掲載及びポスター掲示を行い支援した。(高齢者福祉課)	引き続き、地域活動支援センターの機能強化を図り、障がい者の社会参加を推進していく。(障がい福祉課) 受注件数や会員確保のための事業を自主的に実施できる様に支援するとともに、会員募集や活動内容の広報活動についても支援していく。(高齢者福祉課)
サロンの場での生きがいづくり	社会福祉課	社会福祉協議会において、高齢者の生きがいづくり活動のひとつとする。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、サロンの開催は見合わせた。	今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国、県の動向を見ながら、支援の実施を検討する。
(7) 地域における子育ての支援				
保育士の処遇改善、保育所等の拡充、整備の推進	こども保育課	保育士の定着及び質の向上を行うとともに、保育の受け入れ態勢を整え、地域の子育て支援のための環境を整備する。	保育士の処遇については、保育士の賃金の改善に補助金を充て、労働環境及び賃金向上を図った。 保育の受け入れ態勢については、市立保育園における人材派遣等の民間活力を活用した保育士確保を図り、民間保育園の施設整備への補助を実施した。また、令和3年4月からの吾妻保育園民営化に係る取り組みを実施した。	保育士の処遇改善、人材派遣等の民間活力を活用した保育士確保及び民間保育園の施設整備への補助を引き続き実施していく。また、令和4年4月に民営化予定である、中郷保育園及び久津間保育園の移管準備を実施していく。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
家庭・地域と連携した学校教育の推進	学校教育課	家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動を基本に、家庭・地域社会から信頼される魅力ある学校づくりをめざし、学校教育の充実を図る。	学校支援ボランティア活動推進事業や学校評議員制度推進事業の充実を図り、地域に開かれた学校づくりを行うとともに、「学校評価木更津システム」を開かれた学校づくりに活用した。	引き続き、学校支援ボランティア活動推進事業や学校評議員制度推進事業を活用し、地域に開かれた学校づくりを推進する。
妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援の充実	子育て支援課	母子保健、子育て支援、発達相談機能を有する子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる相談に対応する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面での各種事業が縮小もしくは、中止となる時期があったものの個別の相談事業は感染防止対策を図りながら実施するとともに、オンラインを活用した相談事業の充実を図った。	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながら、各種事業を実施していく。オンラインによる講座等を併用することで、子育て世代が安心して相談や各種事業にアクセスしやすい環境を整備をする。 ○増加する発達相談のニーズに対応できる体制整備と関係機関との連携を図る。 ○子育てしやすい環境の整備を目的とした子育て応援事業の実施。
DV、児童虐待などの防止に向けた支援の推進	子育て支援課	DV、児童虐待などの防止のための周知活動を行うとともに、相談体制を強化し、防止に向けた支援を強化する。	母子保健、保育園、学校等との連携により、支援の必要な家庭への早期発見と早期対応に努めた。養育支援が必要な家庭に対しては、家庭訪問をしてその家庭に沿った支援をすることで支援事業の充実を図った。	子育て応援サイトの活用の推進により、DV、児童虐待の防止のための情報発信の推進を図る。また、虐待の再発防止に向けて、関係機関と緊密に連携し、早期発見、早期対応に努める。
地域子育て支援センターを中心に、子育て支援事業を充実	子育て支援課	市内の地域子育て支援センターを拠点に地域の実情にあった各種子育て支援事業を実施。	市内の地域子育て支援センターと庁内関係各課とで、年間3回の会議を開催し、子育て支援事業の内容や情報交換を実施。	子育て支援センター会議の開催（年間3回）
公民館での子育て世代の学びと交流の場づくり	中央公民館	子ども・子育てに関する学習機会を提供するとともに、気軽に集える場を提供し、子育てを支援する。	地域の小中学校や保育園等の各種関係機関と連携し、家庭教育の充実を図り、地域において乳幼児と親が孤立しないよう、子育てを支援している。	子ども・子育てに関する学習機会を提供するとともに、親同士のネットワークを広げるため、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座を地域の状況にあわせて実施する。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
サロン等において、高齢者と子どもたちと二世世代交流の促進	社会福祉課	社会福祉協議会において児童から高齢者まで、地域住民がともに暮らしていくための世代間交流を推進する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、サロンの開催は見合わせた。	今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国、県の動向を見ながら、世代間の交流の場を設けられるか検討する。
福祉施設での子どもたちと施設利用者の交流の促進	社会福祉課	社会福祉協議会において木更津市民総合福祉会館にて各種イベントを行うことにより、世代を越えた交流を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、福祉まつり、福祉バザーは中止とした。	今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国、県の動向を見ながら、世代間の交流の場を設けられるか検討する。
母子保健計画・子ども子育て支援事業計画の推進	健康推進課 子育て支援課	関係機関とが連携し、妊娠期から学童期まで切れ目のない母子保健対および子育て支援事業の推進を図る。	それぞれの計画を連動させ、PDCAサイクルにて計画の推進を図っている。新型コロナ感染症拡大防止のため、母子保健計画、第2期子ども子育て支援事業計画に基づく各種事業や部会活動の事業内容の変更、また縮小での開催となったものの、関係機関と連携・協働しながら新たな方法で実施することができた。	母子保健計画においては、第3次健康ささらづ21の計画最終評価年度(34年度)まで継続実施。第2期子ども子育て支援事業計画に基づき各種事業を実施する。(令和2年から令和6年)

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
(8)避難行動要支援者への支援体制づくり				
避難行動要支援者名簿の作成	障がい福祉課 介護保険課	危機管理課からの依頼を受け、身体障害者手帳1、2級の在宅の方、療育手帳A判定以上の在宅の方、精神障害者福祉手帳1級の在宅の方、市内施設に入所している方の名簿を作成する。(障がい福祉課) 主に要介護高齢者、障がい者等、災害時の避難行動に支援を要する人の名簿を作成する。(介護保険課)	危機管理課からの依頼を受け、H29年9月、H30年9月、H31年4月、R1年11月、R2年7月、R3年1月に名簿を作成、提供した。(障がい福祉課) 危機管理課の取りまとめにより年2回名簿を作成している。(介護保険課)	引き続き、危機管理課から依頼を受けた場合には、名簿を作成し、提供する。(障がい福祉課) 今までどおり年2回名簿を作成する。(介護保険課)
自主防災組織や自治会・町内会などへの名簿提供	危機管理課	市では、災害が起きたときに自力で避難することが困難であり、特に支援を必要とする方(避難行動要支援者)の名簿を作成している。 このうち、避難行動要支援者本人からの個人情報提供の同意を得られた方の名簿情報は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域で活動する関係者(避難支援等関係者)に提供する。	昨年度避難支援プラン(個別計画)を策定し地区民生委員へ名簿の配布を実施した。また、避難行動要支援者名簿については今年度末に更新を行い、公民館等への配付を予定している。自主防災組織や自治会・町内会等への名簿の配付については、それぞれの組織が管轄するエリアごと名簿作成に取り組んでいる。	自主防災組織や自治会・町内会等への避難行動要支援者の情報提供については、最新の情報が提供できるよう、名簿の更新を年一回以上行うことを予定している。
地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制の検討	高齢者福祉課 危機管理課	地域の防災力の向上を図るため、自治会、町内会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画の作成を促進し各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図っている。その中で、地域包括支援センター等の各専門機関の持つ地域内での役割等を踏まえ災害時の避難体制の検討・構築を行う。(危機管理課) 地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制の検討(高齢者福祉課)	災害時における避難体制等について、地域包括支援センター担当者との情報交換を行った。(危機管理課) 地域包括支援センター管理者会議において、危機管理課と避難行動要支援者名簿について情報交換を行った。(高齢者福祉課)	避難所運営マニュアルを作成及び更新していく中で、地域包括支援センター等の専門機関と連携し、災害時に高齢者等が円滑に避難所への避難が行えるよう、取り組んでいく。(危機管理課) 関係課と検討を進める。(高齢者福祉課)
高齢者・障害者などを対象とする避難訓練の実施	危機管理課	市では災害時の行動力向上のため、防災訓練を計画し実施しております。訓練については、予知対応型訓練、発災対応型訓練、災害疑似体験型訓練の実施をする旨、地域防災計画に位置づけ、毎年度、実施しております。	避難訓練につきましては、各施設管理者が実施している訓練への支援のほか、自治会等が地域特性に合わせた避難訓練等を実施する際に支援を行っております。	今後も引き続き、施設管理者が実施する避難訓練や住民が主体となった地域ニーズに合わせた避難訓練(防災訓練)への支援を実施してまいります。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
<p>高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者に配慮した避難所運営及び福祉避難所の体制整備</p>	<p>障がい福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 子育て支援課 健康推進課 危機管理課</p>	<p>○避難所の運営にあたっては、大規模災害時には自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営いただけるよう、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を行っていただいている。避難所運営マニュアル作成においては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなる様、整備を行っていただいている。また、福祉避難所については、現在、9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでいる。(危機管理課)</p> <p>○一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別な配慮がなされた福祉避難所の運営及び職員配置等の体制整備。(介護保険課)</p> <p>○大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき、避難所の健康管理にいたる外部との調整役としての動きをとる。(健康推進課)</p> <p>○地震、津波、風水等に対応する災害マニュアルを作成し、情報収集、障害支援施設等との連絡調整の手段をはじめ、障がい福祉班の体制整備を確認する。(障がい福祉課)</p>	<p>○避難所運営マニュアルを作成する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう避難所マニュアル作成委員会等へ助言等を行った。(危機管理課)</p> <p>○福祉避難所が開設された場合に備え、木更津市地域防災計画に基づき適切に対応できるようにしている。(介護保険課)</p> <p>○停電が長引いた地区の自主避難所における健康相談の実施及び随時電話による避難者の健康管理に関する相談の対応。(健康推進課)</p> <p>○福祉避難所が開設された場合に備え、防災マニュアルに基づき適切に対応できるよう、障がい福祉班の体制整備を確認した。(障がい福祉課)</p> <p>○防災計画の見直しに合わせ、乳幼児をもつ家庭や妊産婦が避難できる場所の確保として母子福祉避難所の提案を行った。(子育て支援課)</p>	<p>今後も引き続き、避難所運営マニュアルを作成する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう避難所マニュアル作成委員会等へ助言等を行ってまいります。また、福祉避難所においては、より多くの福祉事業者からの支援がいただけるよう、災害協定を締結する等、福祉避難所開設が可能な施設の確保に努めていく。(危機管理課)</p> <p>○福祉避難所が開設された場合に備え、木更津市地域防災計画に基づき適切に対応する。(介護保険課)</p> <p>○大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき対応。(健康推進課)</p> <p>○福祉避難所が開設された場合に備え、防災マニュアルに基づき適切に対応できるよう、障がい福祉班の体制整備を確認する。(障がい福祉課)</p> <p>○母子福祉避難所の運営にあたり、場所の確保や助産師会との協定を進めていく(子育て支援課)</p>
<p>市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターとの連携</p>	<p>社会福祉課</p>	<p>市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターとの連携して、被災者への支援を行う。</p>	<p>千葉県主催の合同研修会に市、ボランティアセンター、市民活動支援センターの三者が出席し、地域の市民団体やボランティア等との協力体制や災害時の支援方法についての研修を受けた。</p>	<p>本年度の実績を検証して、災害時に経験を生かしていく体制づくりを行っていく。</p>

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
基本目標2 風とおしのよいまちを創ろう！				
(1)地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実				
住民による地域組織への支援	市民活動支援課	多様化・複雑化する地域の課題を地域のこともっともよく知る住民が、自治会・町内会や各種関係団体等で構成する「地区まちづくり協議会」を設立し、地域における課題等に対して地域の特性や実情に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援している。	地区まちづくり協議会へは、地域自治振興補助金を交付し、地域の課題を地域住民が主体となって解決に取り組んでいる。また、人的支援として地域推進職員を派遣し、地区まちづくり協議会の更なる活発化を図っている。	継続して説明会を開催し、地区まちづくり協議会の市内全域での設立を推進する。また、地区まちづくり協議会や公民館と連携しながら、地区まちづくり協議会の更なる活発化を目指す。
公民館をはじめとする公共施設の有効活用	中央公民館	市民とともに歩む公民館活動を推進する。生活課題・地域課題に向き合った学びを通し、人と人とのつながりをつくり、その成果を地域づくりに活かす仕組みづくりに取り組む。	地域住民の自主的な活動と新たな地域コミュニティ形成を図るため、市民参画による事業を進め社会参加を促進する。	地域住民がさまざまな公民館事業に参加する機会を提供し、地域の絆づくりと新たなコミュニティ形成を図るとともに、各種関係機関と連携して協力支援体制を構築する。
空き家・空き店舗等を活用した福祉活動拠点の確保	産業振興課 福祉部内各課	空き店舗活用支援事業補助金	平成30年6月より運用開始した本事業は、平成30年度は2件、令和元年度は3件、令和2年度は3件の店舗への補助実績があったものの、福祉活動拠点への補助実績はない。	SNS等を活用し、空き店舗登録の充実を図るとともに、福祉活動拠点をはじめとした、より多くの新規出店者による活用を目指す。
サロンでの傾聴ボランティアと連携したコミュニティソーシャルワーカーによる支援	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置することにより、サロンでの傾聴ボランティアと連携することにより支援を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、サロンの開催は見合わせた。	今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国、県の動向を見ながら、支援の実施を検討する。
サービス提供事業者間での援助を求めている人の情報共有体制整備	社会福祉課	社会福祉協議会においてサービス提供事業者間での援助を求めている人の情報を共有する体制を整備する。	個人情報の取り扱いについての壁があるため、現状としては情報の共有は困難となっている。	今後については、個人情報と情報共有についての関係について検討する。
認知症等高齢者見守り事業などの推進	高齢者福祉課	地域における高齢者の見守り体制を構築するため独居高齢者等の情報を民生委員に提供し見守りのための訪問を行う。	65歳以上の独居又は高齢者のみの世帯の情報を民生委員に提供。	地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築する。
民生委員・児童委員、主任児童委員との連携推進	社会福祉課	民生委員児童委員協議会の会議等へ市の職員が出席し、情報交換を行う。	毎月行われる地区会長会議に市の職員が出席し、民生委員の活動状況報告や市の事業との連携について等の協議を行っている。	引き続き、民生委員・児童委員や主任児童委員との情報交換を行い連携を密にしていく。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知設置	自立支援課	複合的な問題を多く抱える生活困窮者に対し、関連機関と連携し、早期的な支援を継続的に行っている。	子どもの学習支援事業を地区社会福祉協議会単位で実施し、複合的な課題に早期に対応できるよう取り組んでいる。	コミュニティーソーシャルワーカーの活動との連携により、地区ごとのセーフティーネットの仕組みづくりを行う。
(2)地域の助け合い活動の推進				
転入者に対する自治会・町内会などについての情報提供	市民活動支援課	当課に問い合わせがあった場合に個別に回答するほか、市民課、住宅課窓口及び公民館にて自治会加入案内チラシを配っている。	平成26年度に木更津市、区長会連合会、千葉県宅地建物取引業協会南総支部の三者で協定を結び、住宅販売時等にチラシを配り自治会加入促進を図ってもらっている。	区長会連合会とも連携しながら、引き続き自治会加入促進を図っていく。
市社会福祉協議会を通じたの地区社会福祉協議会活動の助け合い活動の推進	社会福祉課	社会福祉協議会を通じたの地区社会福祉協議会の活動支援を行う。	地区社会福祉協議会の活動が地域住民に認知してもらえるように支援を行った。	引き続き、既存事業の支援を行うとともに、新たな地域課題の発見・解決の体制づくりを行う。
障害者差別解消法の普及啓発	障がい福祉課	障がいを理由とする差別を禁止するため、障がいについての知識や理解不足、偏見の解消に向けた啓発活動をする。	地域自立支援協議会の専門部会である権利擁護部会において、きさらづ障がい者プラン作成等、障害福祉施策についての検討を実施した。また、事例検討を実施し、障害者差別に関する理解を深めた。	引き続き、障がいについての知識や理解不足、偏見の解消に向けた啓発活動を行っていく。
児童・生徒・住民への福祉学習の推進	学校教育課	市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。	社会福祉協議会等と連携し、車いすやアイマスク体験、認知症サポーター養成講座等の学習機会を設けた。	引き続き、市立小中学校で、車いす体験等を取り入れた福祉教育を行い、地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
基本目標3 「これから」を支える人を育てよう！				
(1)地域福祉の担い手づくり				
ボランティア活動に関する情報提供や環境の整備	市民活動支援課	市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」を活用して、市民活動に必要な施設の提供や市民活動に関する情報収集・発信・団体間の交流、ネットワーク化、NPO法人設立に向けた支援を行っている。	市民活動支援センターにて、市民活動団体の団体登録を受付し、どのようなボランティアが必要かを調査したうえで、HPやFB等を活用して、各団体の情報発信を行っている。	SNSや広報等を活用し、各世代に適した情報発信方法を検討し、ボランティア従事者の増加を図っていく。
ボランティアコーディネーター人材の育成	市民活動支援課	市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」を活用して、市民活動に必要な施設の提供や市民活動に関する情報収集・発信・団体間の交流、ネットワーク化、NPO法人設立に向けた支援を行っている。	市民活動支援センターにて、市民活動コーディネーター養成講座を開催し、人材の育成を図っている。	指定管理者と連携し、ボランティア従事者の増加を図るとともに、継続して、市民活動の牽引役となる人材育成を図っていく。
ボランティア活動の支援	市民活動支援課	市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」を活用して、市民活動に必要な施設の提供や市民活動に関する情報収集・発信・団体間の交流、ネットワーク化、NPO法人設立に向けた支援を行っている。	市民活動支援センターにて、ボランティア活動の相談や団体設立等の相談を行っている。また、各団体間の連携を促進し、市民活動団体同士が活発な活動を継続的に実施できるよう、交流会等を実施している。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、オンラインにて実施した。	指定管理者と連携しながら、ボランティア従事者が市民活動に参加しやすい環境整備を行なうため、継続して情報発信の強化を行っていく。
児童・生徒・市民への福祉学習の推進(再掲)	学校教育課	市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。	社会福祉協議会等と連携し、車いすやアイマスク体験、認知症サポーター養成講座等の学習機会を設けた。	引き続き、市立小中学校で、車いす体験等を取り入れた福祉教育を行い、地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。

事業名	所管課	内容	これまでの取り組み	今後の予定
(2) 中高年パワーの活用				
高齢者の生きがい対策や就労支援のため、シルバー人材センターの活用	高齢者福祉課	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施する。	受注件数や会員確保のための事業に補助を行うとともに、会員募集や活動内容の広報活動について広報、ホームページに掲載及びポスター掲示を行い支援した。加えて、敬老カタログギフト事業に派遣サービスとして参加していただいたことで契約の増加へつなげた。	受注件数や会員確保のための事業を自主的に実施できる様に支援するとともに、会員募集や活動内容の広報活動について支援していく。
現役を退いた「団塊の世代」が地域活動に参加できるような環境づくり	社会福祉課	社会福祉協議会において「団塊の世代」が地域活動に参加できるように自分のやりたい活動を見つけられるように地域活動についての情報の提供を行う。	「団塊の世代」が地域活動に参加できるように情報の提供を行いました。	引き続き、「団塊の世代」が地域活動に参加できるように情報の提供を行います。
(3) 社会福祉法人と連携した小地域活動の推進				
社会福祉法人と地区社会福祉協議会活動との連携推進	社会福祉課	市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、地区社協会議にて法人から協力をもらいたい事項を検討し、連携を推進する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の実施はできていない。 生活支援体制整備事業において買い物支援を実施するために、社会福祉協議会から地域の介護事業所に地域貢献の一環として、空いている時間での車の貸出等の協力依頼に行ったところ、協力をしてもらえる話となった。	社会福祉法人の合同会議を開催し、法人からの提案を受け、地区社協会議にて連携ができるか模索していく。
社会福祉法人の社会福祉充実計画承認(広域市町村圏)	社会福祉課	社会福祉法第55条の2の規定により、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の承認申請を行うよう促す。	社会福祉法人に対し、毎会計年度終了後3か月以内に現況報告書と同時に社会福祉充実計画の承認申請を行うよう案内を行う。	引き続き計画の承認申請を行うよう促進していく。
社会福祉法人と市社会福祉協議会との定期協議	社会福祉課	市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、定期協議を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の実施はできていない。	社会福祉法人の合同会議を開催し、法人からの提案を受け、定期協議を開催を図っていく。